

議員発案第1号

加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年3月19日

提出者	加茂市議会議員	森	山	一	理
賛成者	同	田	中	雅	史
同	同	森		友	和
同	同	大	橋	一	久
同	同	滝	沢	茂	秋
同	同	関		龍	雄

令和7年3月19日

加茂市議会議長 白川克広

原案可決

加茂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

加茂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、加茂市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における<u>議員</u>に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、加茂市議会<u>の議員の職にある者</u>（以下「議員」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に<u>在職する議員</u>に対して月額5,000円を年度半期ごとに交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡した場合は、当該議員は第1項の<u>議員</u>に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、加茂市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における<u>会派</u>に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、加茂市議会<u>における会派</u>（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）<u>における当該会派の所属議員数に月額5,000円を乗じて得た額を</u>年度半期ごとに交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 年度半期の途中において新たに結成された会派に対しては、<u>結成された日の属する月の翌月分</u>（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。</p> <p><u>4</u> 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの<u>脱会があった場合は</u>、当該議員は第1項の<u>所属議員</u>に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付</p>

改正後	改正前
<p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p><u>第4条</u> 政務活動費は、<u>議員</u>が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(<u>使途基準</u>)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>議員は、政務活動費を別に定める使途基準にしたがって使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。</u></p> <p>(事業実績報告書の提出)</p>	<p>しない。</p> <p><u>(<u>所属議員数の異動に伴う調整</u>)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>政務活動費の交付を受けた会派が、年度半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>政務活動費の交付を受けた会派が、年度半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。</u></p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p><u>第5条</u> 政務活動費は、<u>会派</u>が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(<u>経理責任者</u>)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</u></p> <p>(事業実績報告書の提出)</p>

改正後	改正前								
<p><u>第6条</u> 政務活動費の交付を受けた<u>議員</u>は、別に定める政務活動費事業実績報告書を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(政務活動費の返還)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、政務活動費の交付を受けた<u>議員</u>がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該<u>議員</u>がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余がある場合、当該残余の額の返還を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、政務活動費の交付を受けた<u>議員</u>が本条例に違反した場合、交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(事業実績報告書の保存)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(透明性の確保)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="129 1283 1120 1469"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td><u>議員</u>が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	<u>議員</u> が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	<p><u>第7条</u> 政務活動費の交付を受けた<u>会派の代表者</u>は、別に定める政務活動費事業実績報告書を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、速やかに第1項の事業実績報告書を提出しなければならない。</u></p> <p>(政務活動費の返還)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、政務活動費の交付を受けた<u>会派</u>がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該<u>会派</u>がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除してなお残余がある場合、当該残余の額の返還を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、政務活動費の交付を受けた<u>会派</u>が本条例に違反した場合、交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(事業実績報告書の保存)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(透明性の確保)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1283 2143 1469"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査研究費</td> <td><u>会派</u>が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	調査研究費	<u>会派</u> が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
項目	内容								
調査研究費	<u>議員</u> が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費								
項目	内容								
調査研究費	<u>会派</u> が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費								

改正後		改正前	
	(資料印刷費、調査委託費、文書通信費、旅費等)		(資料印刷費、調査委託費、文書通信費、旅費等)
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、旅費、文書通信費、参加費等)	研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、旅費、文書通信費、参加費等)
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等)	広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等)
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等)	広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等)
要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、旅費等)	要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、旅費等)
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、旅費、文書通信費、参加費等)	会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、旅費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)	資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)	資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

改正後		改正前	
	(給料、手当、賃金等)		(給料、手当、賃金等)
事務所費	<u>議員</u> が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入、リース代等)	事務所費	<u>会派</u> が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入、リース代等)

附 則
 この条例は、令和7年4月1日から施行する。